

おうちサポート 重要事項説明書

この書面では、ご契約内容を正しくご理解いただくために、特に大切な事項を以下のとおり記載しています。ご契約される前に必ず内容をご確認いただくとともに、ご契約いただいた後も大切に保管してください。なお、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「おうちサポート利用基本約款」「資金決済法に基づく情報の提供」および「電子的決済手段利用約款」をご参照ください。ご不明な点がございましたら、サービス提供会社までお問い合わせください。

1. サービスの概要

(1) メンテナンス保証（住宅設備の保証修理）

メーカー保証（通常1～2年）が終了した後も、給湯器、コンロ、トイレ、換気扇等の住宅設備に発生した故障・不具合に対して保証修理（無償、または保証限度額超過分の部品代・機器代をご負担いただく修理・交換サービスのことをいい、以下同様とします。）をご提供します。

(2) おうちポイントの積み立て・利用

おうちポイントは、お客様のご加入プランに応じて会費の一部から積み立てられ、日常的な消耗品の交換から将来のリフォーム資金の積み立てまで、お客様の住まい・生活に関連した幅広い用途にご活用いただける決済手段です。

2. ご加入の方法と会費について

(1) ご加入の方法

必ず「重要事項説明書」ならびに「おうちサポート利用基本約款」「資金決済法に基づく情報の提供」および「電子的決済手段利用約款」の内容をご確認いただき、ご了解のうえ、お申込みください。お申込みは、別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。

なお、店舗併用住宅の場合は、居住部分に設置された住宅設備機器のみが保証対象となります。

(2) 加入プランの発行ポイント(ポイント還元率)と選択方法

加入プランによって、会費の金額と、発行ポイント（ポイント還元率）が異なりますが、保証内容は変わりません。加入プランは申込書でお選びください。（ご加入時の築年数によりご加入いただけないプランがあります。）

(3) ボーナスポイント

月払いプランにご加入いただいた場合、お客様のお住まいの築年数に応じて所定のボーナスポイントが付与されます。「築年数」は、建物竣工日（戸建住宅の場合は建物登記日）の属する月の翌月1日を起算日とし、申込書がサービス提供会社に到着した日を基準日として起算日から基準日までの経過年数を適用します。詳細は、申込書をご参照ください。

(4) 一括払いプランの保証期間満了後の継続

一括払いプラン（新築時ご加入可能）は、予め所定の期間分の会費を一括でお支払いいただくプランです。保証期間満了後は月払いプランでご継続が可能です（ボーナスポイントはありません。）。

(5) 会費のお支払い

会費は、月払いプランの場合は銀行口座振替、一括払いプランの場合は銀行振込によりお支払いいただきます。なお、会費のお支払いに対する領収書は原則不発行としております。

銀行口座振替の場合、初回の振替日は、下表のとおり、申込手續完了日より決定します。2回目以降の振替日は毎月27日※となります。

申込手續完了日	振替日
毎月1日～20日	翌月27日
毎月21日～末日	翌々月27日

※振替日が金融機関の休業日（土・日・祝日等）であった場合には、金融機関の翌営業日となります。

(6) 振替不能時のお取扱い

銀行口座の残高不足等により、振替予定日に振替ができなかった場合には、翌月に前月分と合わせた2ヶ月分の会費の振替を行います。2ヶ月連続で振替ができなかった場合には、サービス提供会社が特に認めた場合を除き、最後に振替が行われた月の翌月末日にさかのぼってメンテナンス保証サービスが停止されます。

(7) 会員証について

初回の会費のお支払いを確認した後、対象物件の住所宛に会員証をお送りします。

3. メンテナンス保証について

(1) 事前確認の実施と保証修理との関係

サービス提供会社は、必要に応じて、無償修理の対象機器に関する故障・不具合の事前確認を行うことがあります。事前確認の結果、故障・不具合が判明した機器については、無償修理の対象外となります。また、故障・不具合箇所に対して、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等が修理・交換を実施した場合は、無償修理の対象機器となります。

(2) 事前確認の方法・種類

サービス提供会社が実施する事前確認は下表のとおりです。事前確認は、下表の確認方法・内容のうち、複数回または複数の確認方法をもって実施されることがあります。

確認方法	内容
書面提出	対象機器に関する故障・不具合の有無を申込書にご記入いただきます。
訪問点検	お客様の住宅を訪問し、設備機器を点検します。
電話確認	お客様にお電話をし、設備機器に関する故障・不具合を確認します。
その他確認	サービス提供会社所定の方法により、設備機器に関する故障・不具合の有無を確認します。

※サービス提供会社が実施する事前確認は対象機器の安全性等を保証するものではありません。

(3) 保証期間の開始日

初回会費のお支払期日までに会費のお支払いを確認できましたら、お支払期日の翌月1日より保証が開始します。

事前確認の結果、故障・不具合が判明した箇所について修理・交換を実施し、かつ修理・交換の完了日が保証期間開始日より後になった場合、修理・交換を実施した機器については、修理・交換の完了日まで保証修理の対象外となります。

(4) 修理回数・保証限度額

各対象機器の修理回数の制限および修理1回毎の保証限度額は次ページ表のとおりです。

対象機器の経過年数	修理回数制限	保証限度額	
製造後 10 年以内	なし	同等品の再調達価格と設置費用の合算額	
製造後 10 年超	なし	給湯器 (操作パネル含む)	6 万円
		床暖房・全館空調 (操作パネル含む)	10 万円
		水栓	2 万円
		その他の機器	3 万円

(5) 保証修理の対象事例※

- ①基板・センサーの故障
- ②モーターの故障
- ③据付型リモコンの故障
- ④製品内部の金属劣化
- ⑤コントローラの交換 など

(6) 有償修理の対象事例※

- ①消耗品の交換
- ②使用上の過失
- ③配管詰まり・水漏れ
- ④施工不良
- ⑤塗装はがれ・傷
- ⑥災害など外的要因 など

※詳細につきましては「おうちサポート利用基本約款」、および会員証の裏面に記載される「主な保証対象事例・免責事例」をご確認ください。

(7) 故障・不具合発生時の連絡先

メンテナンス保証の対象機器に関して不具合や故障が発生した場合には、必ず会員証記載の修理受付コールセンターへご連絡ください。お客様が独自に修理を手配された場合は、保証修理の対象外となりますので、ご注意ください。

4. サービスの終了・停止について

(1) サービスの終了

お客様が所有する物件を売却した場合には、サービス提供会社は、「おうちサポート」のご提供を終了させていただきます。

(2) 終了・停止のお手続き

所定の手続書類に必要事項をご記入のうえサービス提供会社までお送りください。月末までに返送書類がサービス提供会社に到着した分については、翌月から会費の振替が停止し、メンテナンス保証サービスは最後の会費の振替が行われた翌月末日まで継続いたします。なお、メンテナンス保証サービスを再開する場合には、事前点検（有償）の実施が必要となります。

【サービス提供会社】

三井ホーム株式会社 (<https://www.mitsuihome.co.jp/>)
 Solvvy株式会社
 (<https://solvvy.co.jp/policy/privacy/>)
 [点検・保証会社]
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿4-33-4 7階
 お問い合わせ：TEL 0120-781-312
 月～金曜(祝日・年末年始除く) 9～18 時

241030

おうちサポート利用基本約款

第1章 (総則)

第1条 (目的等)

この約款は、三井ホーム株式会社、三井ホームグループ各社（三井ホーム株式会社の100%子会社をいいます。）およびSolvvy株式会社（以下、総称して「サービス提供会社」といいます。）がお客様に提供する「おうちサポート」に関する契約の細目を定めるものです。

2. 「おうちサポート」（以下、「本サービス」といいます。）とは、お客様が選択したプランに応じて、「住宅設備のメンテナンス保証」と、所定の修繕・リフォーム等のために使用することのできる「おうちポイント」を組み合わせたことで、お客様の快適な住生活をサポートするサービスです。

3. 「おうちポイント」の細目は電子的決済手段利用約款に定めます。

第2条 (加入方法)

お客様は、サービス提供会社があらかじめ交付する重要事項説明書およびこの約款の内容について、確認および同意のうえ、サービス提供会社所定の申込方法により、おうちサポートに加入することができます。

2. サービス提供会社は、サービス提供会社がサポートへの加入を認めたお客様に対し、サービス提供会社所定の通知方法（お客様が選択したプランにより、Web 上での表示、電子メールにより通知等、書面による発行を省略する場合があります。これらを総称して、以下「会員証等」といいます。）により、会員情報を送付します。

3. お客様が届出した事項について虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合などサービス提供会社が必要と判断した場合、お客様は本人確認を受けるものとします。

第3条 (会費の支払い方法)

お客様は、おうちサポートへの申込時にお客様の選択するプラン（会費の金額および支払い方法、対象物件の築年数等により区別されます。詳細はパンフレット等をご参照ください。）に応じて、サービス提供会社に対し、サービス提供会社所定の方法により、会費を支払うもの

とします。

第4条 (下請負・委任)

サービス提供会社は、この約款に基づいてお客様から申し出を受けた対象機器の修理またはお客様から請け負った対象物件の修繕・リフォーム等が建設工事に該当する場合であっても、その全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせることができるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾します。

第2章 (メンテナンス保証)

第5条 (メンテナンス保証の内容)

本章の規定は、お客様がメンテナンス保証を付帯するプランを選択した場合に適用されます。

2. 「メンテナンス保証」とは、対象機器に故障・不具合が発生したときに、本章の定めにしたがい、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等が無償または有償で修理を実施するサービスをいいます。

3. メンテナンス保証のうち第9条に定める保証修理の保証期間の開始日は、次の各号の通りとします。

- (1) 対象物件の引渡日の翌月1日等、お客様の申込時においてサービス提供会社があらかじめ指定した日
- (2) 前号の指定日がない場合には、お客様の初回の会費の支払期日として、サービス提供会社が定める日（銀行口座振替の場合は振替日とします。）の属する月の翌月1日

4. この約款に定める保証修理の保証期間は、会員証等に記載のとおりとします。ただし、初回の会費の支払いが無い場合は、サービスは開始しないものとします。

第6条 (用語の定義)

この約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしたがいます。

- (1) 「対象物件」とは、お客様が所有者であり、会員証等に記載される住宅をいいます。
- (2) 「対象機器」とは、対象物件に設置される住宅設備機器のうち、会員証等に記載されるメンテナンス保証の対象となる機器をいい、給排水管（住宅瑕疵担保責任保険に定める「給排水管路」をいい、住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水

管または汚水管をいいます。以下同じ) に接続する機器の場合には、給排水管との連結部を含みます。

第7条 (事前確認の実施と保証修理の対象)

サービス提供会社は、お客様によるおうちサポートの申込後、お客様の選択するプランに応じて、サービス提供会社が対象物件および対象機器として登録するためにあらかじめ事前確認が必要と判断した住宅および設備機器に対し、事前確認を実施します。

2. 事前確認の完了後、サービス提供会社は、お客様に対して、サービス提供会社所定の方法により、事前確認の結果を通知します。

3. 前項の事前確認の結果、事前確認対象となる設備機器に故障が発生していることが判明した場合には、故障が発生している機器については第9条に定める保証修理の対象に含めないものとします。ただし、故障が発生している機器について、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等により修理または交換が行われた場合には、保証修理の対象に含めることができるものとします。

4. サービス提供会社は、事前確認の結果、故障・不具合の発生が確認された設備機器については、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等により修理または交換が行われた場合に限り、この約款に定める対象機器として、第9条に定める保証修理の対象とします。

5. 前項に定める修理または交換の完了日が、第5条第3項に定める保証期間の開始日以降となる場合、修理もしくは交換の完了日まで、保証修理の対象に含めないものとします。

第8条 (事前確認の方法・内容)

サービス提供会社が実施する事前確認は下表のとおりとします。事前確認は、下表の確認方法・内容のうち、複数回または複数の確認方法をもって実施されることがあります。

確認方法	内容
訪問点検	サービス提供会社の点検員またはサービス提供会社が委託する点検員がお客様の

	住宅を訪問し、設備機器を点検します。
書面提出	本サービスの申し込みの際、お客様が設備機器に関する故障・不具合の有無をサービス提供会社に対して書面で提出し、サービス提供会社が確認します。
電話確認	本サービスの申し込みの後に、サービス提供会社がお客様にお電話をし、お客様が設備機器に関する故障・不具合の有無をサービス提供会社に対して申告し、サービス提供会社が確認します。
その他確認	サービス提供会社所定の方法により、設備機器に関する故障・不具合の有無を確認します。

2. サービス提供会社が実施する事前確認は、対象機器の動作確認に限るものとし、動作確認を超えた対象機器の安全性能等(ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律その他法令に定める安全性能等を含み、以下、同様とします。)に関する事前確認はお客様がメーカーその他の専門業者に委託して行うものとします。

3. サービス提供会社が通知する事前確認の結果は、対象機器の安全性能等を保証するものではありません。

4. お客様は、第1項に定める事前確認に際し、サービス提供会社が適正な事前確認を実施するために、次の各号に定める行為を行わないものとします。

- (1) 訪問点検時において、点検員による点検を妨害し、または点検対象となる設備機器の使用を拒絶・隠蔽する行為
- (2) 書面提出において、事実を記載しなかった書面または事実と異なることを記載した書面を提出する行為
- (3) 電話確認において、事実を申告しない行為または事実と異なることを申告する行為
- (4) 前各号の行為の他、サービス提供会社に対して事前確認に必要な協力を拒む行為

第9条 (保証修理)

サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等は、対象機器に故障・不具合が発生したときは、サービス提供会社においてお客様から対象機器の修理の申し出を受け、お客様の当該申し出が、次の各号の定めをいずれも満たすことを確認したうえで、この約款にしたがい、保証修理を実施します。

- (1) 対象機器に故障・不具合が発生した日およびお客様がサービス提供会社または会員証等に記載の修理受付ダイヤルに対して修理の申し出を行った日がいずれも第5条第3項に定める保証期間中であること
- (2) 第12条および第13条の定め該当しないこと
- (3) 事前確認において、お客様により前条第4項各号に定める行為が行われなかったこと

2. サービス提供会社は、前項各号に該当することが確認できない場合またはお客様とサービス提供会社の間で保証修理の範囲、お客様の負担すべき費用、故障・不具合その他損害の有無・範囲等について意見が相違する等した場合は、保証修理の実施を留保することができるものとします。

3. お客様がサービス提供会社または会員証等に記載の修理受付ダイヤルに修理の申し出を行わずに、対象機器のメーカー等に直接修理の依頼を行った場合は、保証修理の対象となりません。

4. 保証修理は、補修、部品の交換等により修理することを原則としますが、(1)修理費用(部品代、材料費、人件費、交通費および運搬費その他修理のために要する費用を合計した金額をいいます。以下、同様とします。)(2)対象機器と同一機種または同等品の購入価格(修理を実施するときの市場価格とします。以下、同様とします。)(3)設置費用(人件費、交通費および運搬費その他設置のために要する費用を合計した金額をいいます。以下、同様とします。)(4)の合計額を上回る場合には、当該同一機種または同等品を代替品として交換します。

第10条 (保証限度額)

保証修理について、サービス提供会社による1回当たりの保証限度額は、対象機器ごとにそれぞれ会員証等に記載のとおりとし、保証限度額を超える場合には、サービス提供会社はその旨お客様に通知し、お客様が保証限度額を超える修理費用の支払いについて承諾したときに限り、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等が修理を行うこととします。なお、1回当たりの修理とは、お客様による申し出を受けた後、故障・不具合が解消され、対象機器が正常な状態で使用可能となるまでの一連の修理・交換等の作業をいうものとし、対象機器に生じた故障・不具合箇所の数、作業が完了するまでの日数および対象物件への出張回数を問いません。

2. 修理費用のうち前項に定める保証限度額の適用範囲は、次の各号のとおりとします。

- (1) 対象機器を補修、部品の交換等により修理する場合

には、部品代および材料費の合計額に対して適用します。

- (2) 対象機器を同一機種または同等品と交換する場合には、当該代替品の購入価格に対して適用します。

第11条 (お客様の負担となる費用)

次の各号に定める費用は、お客様の負担とし、対象機器を保証修理する場合であっても、お客様が当該費用の支払いについて承諾したときに限り、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等が修理を行うこととします。

- (1) 故障・不具合の原因を調査するために要する費用
- (2) 対象機器本体以外の機器(対象機器の付属品、ソフトウェア、周辺機器またはアクセサリ、リモコン(壁組込設置型のリモコンは除きます。))などを含みます。以下、同様とします。(3)の修理費用
- (3) 消耗品(電池またはパッキンなどのメーカーが定める消耗品で、消耗する部位や潤滑油を含みます。メーカーの定めのない場合または不明な場合には、サービス提供会社の判断によります。以下、同様とします。)の修理費用
- (4) 対象機器を修理するにあたり壁、床、天井、またはタイル等の取り壊し・修復作業または高所難所等の特殊な場所における修理作業が必要となった場合において、サービス提供会社が定める標準作業費を超過した費用
- (5) 対象物件の所在地が遠隔地や離島である場合等、対象機器に関しメーカーが定める地域以外への出張費
- (6) お客様からの修理依頼が虚偽または過誤であった場合の修理費用および出張費用等
- (7) 対象物件に出張したものの、保証修理の対象となる故障・不具合が存在しない場合の出張費用
- (8) その他前各号に類似する費用

第12条 (有償修理の対象)

対象機器の故障・不具合が、次の各号に定める事由に起因する場合には、保証修理の対象とはなりません。ただし、お客様より修理の申し出があった場合には、修理が合理的な手段により可能である場合に限り、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等が、お客様による修理費用の支払いについて事前の同意を得たうえで、有償で修理を実施します。

- (1) お客様が、サービス加入時に故障・不具合ありと申告していた機器の不具合のうち、サービス提供会社またはサービス提供会社が承認する施工会社等により修理または交換が実施されていないもの
- (2) 機器の製造日から10年超経過した機器のうち、修理不能により対象機器本体の交換が必要なもの
- (3) 対象機器本体の変質・変色・磨耗・劣化・破損
- (4) 対象機器本体以外の機器または消耗品
- (5) 給排水管の水漏れ・詰まり・破損、またはさび・水垢等異物の流入または凍結
- (6) 対象機器本体および備え付けのフィルターの詰まり・破損・さび・水垢等異物の流入
- (7) 対象機器の液晶部位のドット落ち
- (8) 過度の冷暖房・加湿によるもの
- (9) 対象機器の自然特性または経年変化に伴う現象で対象機器の機能上支障がないもの
- (10) お客様ないし第三者により対象機器についてメーカー作成の取扱説明書等に記載のない使用・管理その他通常の使用方法から逸脱した使用・管理がなされた場合その他お客様の故意・過失に基づく行為
- (11) 対象機器のメーカー指定品以外の機器が対象機器内またはそれに隣接して設置または使用された場合
- (12) 対象機器のメーカーによる指定外の燃料・不純燃料の使用
- (13) 対象機器の物理的な移動や落下によるもの
- (14) 対象物件または給排水管等の対象物件に関連する設備の設計・工事・管理にかかる契約不適合・不良・不具合によるもの
- (15) 対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良または対象機器の据付不良によるもの
- (16) 火災・落雷・破裂・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの
- (17) 動物物・虫等による対象機器への侵入によるもの
- (18) その他前各号に類似する事由

第13条 (メンテナンス保証の対象外となる損害・費用)
次の各号に定める損害・費用は、メンテナンス保証の対象外となります。

- (1) 火災保険、建設工事保険等の損害保険もしくは住宅瑕疵担保責任保険などの保険契約等の他の保証契約または類似の保険契約の対象となる損害
- (2) 対象機器のメーカーがリコール宣言を行なった場合における、リコールの対象となった対象機器の修理費用。なお、リコールとは設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金などの措置を行うことをいい、法令によるものと製造者・販売者による自主的なものを問いません。

(3) 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・凍結・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧・異常ガス圧・異常水圧・異常温度、燃料・給水の供給事情によるもの

- (4) 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によるもの
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によるもの
- (6) 修理のために対象機器を対象物件から移動させる必要がある場合の修理費用
- (7) 海外メーカー等のメーカーで修理のための部品の供給を行うことができない場合の修理費用
- (8) 対象機器の故障に起因する身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)または他の財物(ソフトウェアを含みます。)の故障もしくは損傷によりお客様が負担する損害
- (9) 対象機器の故障に起因し、対象機器、その他の財物が使用できなかったことによりお客様が負担する損害

第14条 (対象機器の変更)

メンテナンス保証の実施に基づく対象機器と同一機種もしくは同等品への対象機器の交換、またはお客様による設備機器の購入等により対象機器の内容に変更が生じた場合には、お客様からの書面による申し出およびサービス提供会社による承諾を必要とします。この場合、サービス提供会社以外の者によって対象機器の交換または内容の変更がなされたときは、当該機器は本サービスの対象外となります。

2. 前項の場合、サービス提供会社は、対象機器となる設備機器について、必要に応じて第7条に定める事前確認を行うことができるものとします。この場合、事前確認にかかる費用はお客様の負担となります。

第15条 (保証修理の停止および再開)

本条の規定は、お客様の選択したプランにおいて、会費の支払い方法が銀行口座振替の場合に適用されます。2. サービス提供会社は、お客様の申し出により会費の振替を停止したときは、サービス提供会社が申し出を受けた日の属する月の翌末日以降、第9条に定める保証修理のサービスを停止することができるものとします。3. 会費の振替が、2ヶ月連続して振替不能となったときは、最後に振替が行われた日の属する月の翌末日に遡って第9条に定める保証修理のサービスを停止したものとみなします。この場合において、サービス提供会社が当該停止日以降に保証修理を実施していたことが判明したときは、お客様はサービス提供会社に対してすみやかに当該保証修理における修理費用を支払わなければなりません。

4. 前2項の定めにしたがい保証修理のサービスが停止した場合においても、お客様の申し出により、後日保証修理を再開することができます。ただし、未払いの修理費用がある場合はこの限りではありません。5. 前項の再開に際して、サービス提供会社は、事前に第7条に定める事前確認を実施することができるものとし、当該事前確認にかかる費用は、お客様の負担となります。6. 第4項の再開に際して、お客様はサービス提供会社が指定する支払期日までに、再開後初回の会費を支払うものとし、保証期間の再開日は、当該支払期日(銀行口座振替の場合は振替日とします。)の属する月の翌1日とし、保証期間は会員証等に記載のとおりとします。

第16条 (事前確認、メンテナンス保証に伴う損害の賠償)

本章に基づく事前確認、メンテナンス保証の利用にあたり、サービス提供会社の責めに帰すべき事由に基づきお客様が損害を被った場合、サービス提供会社の損害賠償責任の範囲は、お客様の修理の申し出に係る対象機器の同一機種または同等品の購入価格と設置費用の合計額を限度とし、間接損害、特別損害および逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

第3章 (その他)

第17条 (禁止行為)

お客様は、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) この約款の定め違反する行為
- (2) 法令または公序良俗に反する一切の行為
- (3) サービス提供会社または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、信用その他

の権利を侵害する行為

- (4) サービス提供会社もしくは第三者を誹謗・中傷したまたはサービス提供会社もしくは第三者に迷惑・不利益等を与える行為
- (5) サービス提供会社の役員・従業員または第三者の生命、身体を侵害するおそれのある行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為
- (7) サービス提供会社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為
- (8) その他、サービス提供会社が不適当と判断する行為

第18条 (損害の賠償)

お客様がこの約款の各条項に違反してサービス提供会社に損害を与えた場合、またはお客様がその責めに帰すべき事由によりサービス提供会社に損害を与えた場合は、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

第19条 (おうちサポートの終了)

次の各号に定める事由に該当した場合には、サービス提供会社は、何らの催告を要せずしてこの約款に基づくおうちサポートを終了することができます。

- (1) お客様が、第2条第2項各号に定める加入資格を喪失した場合
- (2) お客様が、この約款の定め違反した場合その他本サービスを継続したい事情が発生した場合
- (3) お客様が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者または暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者)をいいます。以下、同様とします。)に該当する場合または反社会的勢力と関係を有している場合
- (4) お客様またはお客様の関係者が前号の反社会的勢力を名乗るなどして、サービス提供会社の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行いまは暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為を行った場合
- (5) 経済状況の変化等により、サービス提供会社が、おうちサポートを運営する権利等を喪失した場合または当該権利等を他社に譲渡した場合

第20条 (地位譲渡禁止)

お客様は、この約款に関わる契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡、質入等することはできないものとします。

第21条 (約款の変更)

サービス提供会社は、この約款を変更することができます。この約款を変更する場合、サービス提供会社は、あらかじめサービス提供会社のウェブサイト等においてこの約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を告知いたします。

第22条 (この約款に定めのない事項)

この約款に定めのない事項については、お客様とサービス提供会社が、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

第23条 (裁判管轄)

おうちサポートに関して、お客様とサービス提供会社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

資金決済法に基づく情報の提供

前払式支払手段の名称	おうちポイント
発行事業者	リビングポイント株式会社
お支払可能金額等	上限はありません。
ご使用期限	発行日より15年間
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先	東京都新宿区西新宿 4-33-4 7F 電話番号：03-6276-0465
ご使用可能な場所又は施設の範囲	Solvvy株式会社および加盟店での物品購入・サービス購入にご利用いただけます。
ご利用上の必要な注意	(1) おうちポイントの発行価額は1円につき1ポイントです。 (2) 現金との引き換えはできません。 (3) 利用明細の確認およびサービスメニューのご利用は原則会員ウェブサイトからとなります。

会員ウェブサイトをご利用しない場合には所定の費用がかかることがあります。	
未使用残高のご確認方法	会員ウェブサイトログイン後のページでご確認いただけます。
約款等の存在	「電子的決済手段利用約款」が適用されます。

電子的決済手段利用約款

第1条 (目的)

この約款は、リビングポイント株式会社(以下「ポイント発行会社」といいます。)が発行する電子的決済手段にかかるサービスについて規定するものであり、電子的決済手段の保有者は、この約款に従って保有する電子的決済手段をご利用いただけます。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしたがいます。

- (1) 「電子的決済手段」とは、ポイント発行会社所定の方法によりお客様に発行され、ポイント発行会社またはポイント発行会社加盟店が提供するサービスメニューのご利用の対価として行使する電子的価値であって、ポイント発行会社が資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)にしたがって発行する前払式支払手段のことをいいます。
- (2) 「会員ウェブサイト」とは、ポイント発行会社のサーバー上においてお客様が保有する電子的決済手段の残高等を管理するためのツールをいいます。
- (3) 「サービスメニュー」とは、ポイント発行会社所定のWEBサイト・メニューブック等に掲載され、ポイント発行会社またはポイント発行会社加盟店が提供する各種の物品販売・役務提供(以下「提供サービス」といいます。)のメニューであって、サービスごとに定められたサービス利用の対価となる電子的決済手段の必要量と引き換えにお客様が利用できるサービスのメニューのことをいいます。

第3条 (電子的決済手段の発行方法・有効期限)

ポイント発行会社は、ポイント発行会社の定められた対価に応じて電子的決済手段を発行します。ただし、ポイント発行会社は、ポイント発行会社が別途案内するプランに応じてあらかじめ定められた量の電子的決済手段を発行することができます。
2. 電子的決済手段は、会員ウェブサイトにより、電子的価値として残高管理を行います。
3. 電子的決済手段の有効期限は、資金決済法に基づきお客様に提供する情報にご使用期限として記載します。

第4条 (電子的決済手段の利用方法)

お客様は、ポイント発行会社所定の方法により、お客様が保有する電子的決済手段を電子的決済手段の利用可能残高の範囲内において、提供サービスのご利用の対価として使用することができるものとします。

第5条 (電子的決済手段の利用予定日の指定)

お客様は、サービスメニューのうち、ポイント発行会社が認めた提供サービスについて、ポイント発行会社所定の方法により、電子的決済手段の利用予定日をあらかじめ指定することができます。この場合であって、利用予定日まで第3項に定める利用予定日の変更または取消がないときは、ポイント発行会社はその利用予定日に決済を行うこととします。
2. お客様が前項により利用予定日を指定した場合には、ポイント発行会社は、その利用予定日が指定された提供サービスの利用量(以下「予定利用量」といいます。)を会員ウェブサイトに表示します。この場合には、次項に定める利用予定日の変更または取消を行わない限り、予定利用量に相当する残高を他の提供サービスに利用することはできません。
3. お客様は、ポイント発行会社が認めた場合には、ポイント発行会社所定の手続により、利用予定日の変更または取消を行うことができます。
4. ポイント発行会社は、お客様が第1項により利用予定日を指定した提供サービスの内容が利用予定日までに変更された場合には、速やかにお客様にお知らせします。

第6条 (サービスの停止)

ポイント発行会社が次の各号のいずれかに該当すると認定した場合には、お客様に予告することなく電子的決済手段の全部もしくは一部の利用の停止または利用予定日の取消ができるものとします。
(1) 電子的決済手段が不正利用されたときまたはその疑いのあるとき
(2) お客様が、この約款に違反し、または違反するおそれのあるとき
(3) その他やむを得ない事由が生じたとき

2.前項の定めにより電子的決済手段の全部もしくは一部の利用が停止となり、または利用予定日が取り消されたことによりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、ポイント発行会社はその責任を負いません。

第7条 (お客様の義務等)

お客様は、電子的決済手段の利用に関しポイント発行会社が調査を行う必要があるときは相応の協力をするものとします。この場合、ポイント発行会社はお客様が届け出た電話番号、メールアドレス等へ連絡することができるものとします。
2. お客様はパスワードの漏洩による不正利用等を防ぐために、適宜これを変更する等して厳重に管理しなければならないものとし、その使用上の誤りまたは第三者による不正利用等により損害が生じてても、ポイント発行会社は一切責任を負わないものとします。
3. お客様は、第三者による電子的決済手段の不正利用等を回避するために、必要に応じて、会員ウェブサイト等により、電子的決済手段の利用履歴および利用可能残高を確認するものとします。
4. お客様は、電子的決済手段の利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。
(1) 電子的決済手段を違法な目的で利用する行為
(2) 電子的決済手段に係る電磁的記録を不正に作出する行為
(3) お客様以外の第三者のID・パスワードを不正に使用する行為
(4) ポイント発行会社のサーバーに権限なくアクセスする等不正なアクセスを試みる行為
(5) 第三者になりすまして電子的決済手段を利用する行為
(6) 意図的に有害なコンピュータプログラム、ウィルス等をポイント発行会社のサーバーに送信する行為
(7) ポイント発行会社のサーバー上の電子的決済手段に係るデータ、その他の情報を改ざん、消去する行為

第8条 (提供サービスへの対応)

お客様が電子的決済手段により決済を行った提供サービスについて、返品、契約不適合またはその他の問題が発生した場合には、お客様と加盟店との間で解決していただくものとします。

第9条 (免責)

ポイント発行会社が、相当の注意をもって本人確認を行い、電子的決済手段の行使その他電子的決済手段に係る請求もしくは届出を行ったものとして取扱った場合には、メールアドレス、電話番号またはパスワードにつき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害について、ポイント発行会社は責任を負わないものとします。

第10条 (電子的決済手段の買取請求の制限)

お客様は、次の各号に定める事由に該当する場合を除き、ポイント発行会社に対して電子的決済手段の買取りを請求することはできないものとします。
(1) 死亡、海外への転居等により電子的決済手段の使用ができなくなった場合
(2) 関連する法令にて認められる場合
(3) 前2項のほかポイント発行会社が特に認める場合
2. 前項各号に定める事由によりお客様が電子的決済手段の買取りを請求する場合には、ポイント発行会社は、ポイント発行会社所定の金額により電子的決済手段の買取りをを行います。

第11条 (約款の変更)

ポイント発行会社は、この約款を変更することができます。この約款を変更する場合、ポイント発行会社は、あらかじめポイント発行会社のウェブサイト等においてこの約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を告知いたします。

第12条 (この約款に定めのない事項)

この約款に定めのない事項については、お客様とポイント発行会社が、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

第13条 (裁判管轄)

本サービスに関して、お客様とポイント発行会社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【サービス提供会社】

Solvvy株式会社
[点検・保証会社]
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-33-4 7階
お問合せ：TEL 0120-781-312
月～金曜(祝日・年末年始除く) 9～18時